

◎新潟県告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成29年1月31日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
大森 要（あん摩・ マッサージ、はり・ きゅう、柔道整復）	イーグル整骨院アクロスプラ ザ長岡七日町店	長岡市七日町字川原379-1	平成28年11月20日
長谷川 和也（はり ・きゅう）	株式会社 エニーケア	新発田市本町1-3-5第5 櫛内ビル2階	平成28年10月11日